

日仏文化協会留学約款

第1条（約款の適用）

申込者（以下「お客様」といいます）は、本約款を承諾の上、株式会社 日仏文化協会（東京都港区東新橋1丁目7番2号 汐留メディアタワーAネックス1F-2F、以下「当社」といいます）が提供する次条に定義する「留学プログラム」の利用を申し込みます。

第2条（用語の定義等）

本約款で使用する用語を次のとおり定義します。

1. 総合ガイド：当社発行の「日仏文化協会 2024-2025 フランス総合ガイド」並びにその裏表紙に掲載されている各別冊プログラムをいいます。

2. ホームページ等：当社のホームページ、チラシ、広告等をいいます。

3. 留学プログラム：総合ガイドまたはホームページ等もしくはその双方に記載の留学プログラム又はプランをいいます。

4. プログラム申込手順：総合ガイドに記載の留学プログラムについては総合ガイド記載の「プログラム申込手順」のお申込方法・条件・条項等をいい、総合ガイドに個別留学プログラム毎に「プログラム申込手順」が記載されている場合には当該「プログラム申込手順」をいい、ホームページ等に記載の留学プログラムについては当該ホームページ等に記載のお申込みあるいは予約に関する手順・条件・条項等をいいます。総合ガイドおよびホームページ等の双方に記載の留学プログラムについては、総合ガイドに記載のプログラム申込方法・条件・条項と当該ホームページ等に記載のお申込みあるいは予約に関する手順・条件・条項等の双方が適用されますが、矛盾がある場合には矛盾のある範囲において後者が優先適用されるものとします。また、プログラム申込手順の各項目はお客様との契約の重要な一部となります。

5. 留学プログラム期間：留学プログラムの期間は、当社が指定するお客様の研修地到着日（以下「プログラム開始日」といいます）より指定の宿泊施設での宿泊期間終了日、または当社が宿泊施設の手配を行わない場合には研修先の授業終了日の翌日（以下「プログラム終了日」といいます）とします。但し、当社により別段の指定がある場合にはその期間とします。

6. 留学プログラム費用：各留学プログラムの費用の合計額で、総合ガイドに記載の留学プログラムについてはプログラムの各コースおよびスタイルごとに記載された金額、ホームページ等に記載の留学プログラムについてはホームページ等に当該プログラムごとに記載された金額、但し、当社が別途お見積もりによりプログラム費用を算出する場合にはそのお見積もり金額をいいます。また、留学プログラム費用は「申込金」と当社が付送する「請求書」の留学プログラムに関する部分に記載の「残金」（中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金に分け記載）の合計額から構成されます。なお、留学プログラム費用はプログラム申込手順記載の現地通貨／円為替レートで計算されています。従って、為替市場の変動がある場合、プログラム申込手順の記載に従い当社は為替サービスチャージを申し受けたり、円高還元キャンペーン等により留学プログラム費用の割引をすることがあります。但し、当社が別途お見積もりをする場合には、お見積もり時点の為替市場を考慮し行いますのでお見積もり有効期限内であれば原則として留学プログラム費用の変動はありません。お客様との契約成立後当社は通常為替予約によりハッピングを行いますので、大きな経済情勢の変動がない限りプログラム費用が変動することはありません。但し、契約成立後当社の責めによらず契約内容の変更・取り消し・契約不履行があり為替変動による損害が当社に発生した場合は取り消し手数料に加え為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費をお客様に請求することがあります。また当社はお客様に対して研修校・宿泊施設未確定の場合でもお見積もり額をもとに請求書を発行することができますが、研修校・宿泊施設の確定後、請求額を訂正した請求書をお客様に対して新たに送付します。この場合の留学プログラム費用は申込金と訂正後の請求書の留学プログラムに関する部分に記載の残金（中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金に分け記載）の合計額となります。留学プログラム費用はプログラム申込手順記載の「取り消し手数料」の額の算出の際の基準となります。

7. 申込金：プログラム申込手順記載の各プログラムの申込金をいいます。

8. 中間金：お客様の希望される研修校・宿泊施設から求められる中間支払金をいいます。

9. 研修校：お客様がプログラム期間中に研修する語学学校、専門学校及び研修施設をいいます。研修校にかけて研修先ということもあります。

10. 宿泊施設：お客様が希望される研修校経由、もしくは当社手配の寮、ホームステイ先、ステュディオ等をいいます。宿泊先ということもあります。

11. 研修地：語学留学・専門留学のための研修校・宿泊施設が立地する地域をいい、フランス、ベルギー、スイス、カナダ及びニューカレドニアのいずれかをいいます。

12. 現地スタッフ：研修地が所在する地の内外に居住するまたは当該研修地を担当する当社スタッフもしくは当社の業務を受託して代行するスタッフをいいます。

13. サポート業務：留学プログラム期間中の現地スタッフによるお客様への手助けとアドバイスをいいます。本約款において単に「サポート」ともしくは「現地サポート」ということもあります。

14. 現地通貨：研修地で使用されている通貨で、スイスの場合にはスイスフラン、カナダの場合にはカナダドル、ニューカレドニアの場合にはパシフィックフラン、他の場合はユーロをいいます。

第3条（契約の申込と成立；優先適用順位）

留学プログラム参加希望のお客様はプログラム申込手順および本約款をお読みの上、署名した当社所定の参加申込書（お客様が海外におられる場合等ご不在の場合は代理人（ご家族等）に記入・署名していただくこととします。その場合には当社にその旨（代理人の氏名・住所・電話番号・お客様との関係等）をお申し出ください。）とプログラム申込手順に定める必要書類を当社宛てに送付するとともに、所定の申込金を当社指定の銀行口座にお振り込みください。当社はお客様からの参加申込書・必要書類と入金を確認し審査の上、お客様に対して（代理人をたてられた場合には当該代理人に対し）当社所定の「申

込確認書」を送付いたします。この申込確認書を発送した時点をもってお客様と当社の間で留学プログラムに関する契約が成立したものとします。当社はお客様との契約が成立するまで留学プログラムに基づくいかなるサービスにも着手しません。

2. お客様と当社の契約は①申込確認書②プログラム申込手順および③本約款から成るものとします。また各書類間で矛盾がある場合は①②③の順序で優先適用させるものとします。

第4条（契約締結の拒否）

1. 当社は、お客様が以下の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、契約の締結をお断りすることができます。

①お客様の日本での学業成績などから、ご希望の留学を行うに当たつて必要な条件が備わっていないと当社が判断したとき。

②お客様の現在の心身の健康状態、参加申込書等の文書で予め告知した健康状態、病歴、必要な介助者の不在その他の事由により、申し込まれた留学プログラムに耐えられないと当社が判断したとき。

③お客様が未成年で、保護者の同意を得ていないとき。

④お客様が当社への申し込みに際し、参加申込書等の文書で予め告知した健康状態、病歴その他の重要な情報に関し虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき。

⑤お客様が希望する留学プログラムの定員に受け入れ可能な余裕がない、あるいは必要な時期までに留学プログラムを遂行できる見通しがないと当社が判断したとき。

⑥保険会社が告知事項等によりお客様の海外旅行保険の引き受けを拒否したとき、また当社が健康診断書の提出を依頼し、その内容に留学または滞在に適さない重大な事由があると当社が判断したとき。

⑦お客様がプログラム内容に関し合理的な範囲を超える負担を重ねて当社に求めるなどプログラムの円滑な運営と実施を妨げる恐れがあると当社が判断したとき。

⑧お客様が海外旅行保険の加入をしないとき。

⑨その他、当社が認める重大な事由があるとき。

2. 前項に従い当社がお客様との契約の締結をお断りした場合には、お客様にその旨通知するとともに、その時点においてお客様から当社への支払済みの申込金があればそれらの申込金をお客様に全額返金いたします。但し、銀行振込手数料はお客様の負担とします。

第5条（留学プログラム開始前の当社の契約解除権）

1. 当社は、お客様との契約成立後、お客様が以下の事由のいずれかに該当する場合には、お客様との契約の即時解除ができるものとします。

①お客様が、請求書（または訂正後の請求書）の留学プログラムに関する部分に記載の残金（中間金が必要な場合は当該中間金、または中間金を除く残金）を振込期限までに支払わないとき。

②お客様がご希望の留学先から求められる必要書類を当社が指定する期日までに当社に提出しないとき。

③お客様が、当社が指定する期日までにパスポートまたはビザの取得が出来ずプログラムの履行に支障が生じると当社が判断したとき。

④お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、申し込まれたプログラムに耐えられないと当社が判断したとき。

⑤お客様が参加申込書等の文書で当社に届けたお客様に関する情報に虚偽あるいは重大な過漏があることが判明したとき。

⑥お客様が参加申込書等の文書で予め告知した健康状態、病歴等の情報に虚偽あるいは重大な過漏があることが判明したとき。

⑦お客様がプログラム内容に関し、プログラム申込手順所定の「留学プログラム」の内容に照らし合理的な範囲を超える負担を重ねて当社に求めるなどプログラムの円滑な運営と実施を妨げる恐れがあると当社が判断したとき。

⑧天災、暴動、戦争、テロ、クーデター、官公庁の命令、感染症の拡大その他当社の責めに帰さない事由により留学プログラムの実施が不可能になり、または不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。

2. 第1項に従い当社がお客様との契約を即時解除する場合には、当社よりお客様に契約解除の通知をすると共に、お客様から契約の取り消しの申し出があったものとして取り扱い、当社からの請求に基づきお客様からプログラム申込手順に定める取り消し手数料を支払っていたことがあります。この場合、お客様から当社への支払済み留学プログラム費用は次の如く取り扱います。

①申込金は返金いたしません。

②請求書（または訂正後の請求書）記載の残金（中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金）については、その時点で当社から研修校・宿泊施設へ支払いが行われておらず且つ支払義務（研修校・宿泊施設の規定するキャンセル料なし・損害金を含む）も発生していないあるいは発生しないと当社が判断した場合には、お客様から実際にお支払いを受けた金額から所定の取り消し手数料、当社が既に為替予約をしている場合には為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費、および銀行振込手数料を含む諸手数料を控除した残金を返金いたします。

③その時点で手続きが既に進行し、当社から研修校・宿泊施設へ一部ないし全額を支払っている場合、または当社に研修校・宿泊施設への支払義務（研修校・宿泊施設の規定するキャンセル料なし・損害金を含む）が発生しているかあるいは発生する恐れがあると当社が判断した場合には、その限度においてお客様への返金は行いません。また、所定の取り消し手数料は当社からの請求に基づきお支払いいただきます。但し、研修校・宿泊施設から返金を受けることができた場合には、当社が実際に返金を受けた金額を円貨・現地通貨換算レートに従い、円転換した金額から銀行送金手数料を含む諸手数料を差し引いた金額を返し、また支払義務の免除を受けた場合には、支払免除を受けた金額を円貨・現地通貨換算レートに従い円貨換算した金額から当社が為替予約をしている場合には、為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費および送金手数料を差し引いた金額を返金いたします。

④当社が請求書（または訂正後の請求書）記載の残金の支払いを受けない場合に、当社からの請求に基づき取り消し手数料を支払っていただきます。また、研修校・宿泊施設への支払義務が発生している、あるいは発生する恐れがあると当社が判断した場合には、取り

消し手数料に加え、研修校・宿泊施設の規定するキャンセル料ないし損害金（当社が為替予約をしている場合には為替予約の清算に伴う損失を含む為替差損の実費を含む）を当社の請求に応じて別途お客様が支払うものとします。

第6条（当社の責任とプログラムの範囲）

1. 留学プログラムに含まれる当社のサービスはプログラム申込手順所定の「留学プログラム」記載の通りとします。当社は、研修地での生活に必要な予備知識や注意事項など適切なアドバイスを行いますが、研修地での行動はお客様の自己責任であり、トラブルや事故に遭っても当社はその責任を負いません。また研修地における法令や関連施設等の規則に反する行為及び公序良俗に反する行為、故意・過失等により第三者および宿泊施設や研修校に損害を与えた場合の責任は全て本人に帰属し当社はその責任を負いません。当社が立替払いした費用、損害賠償金等が存する場合には、当社からの請求があり次第、当該金額をお客様（お客様が未成年の場合にはお客様及び保護者が連帯しての負担とします。以下、本約款第9条第2項、第3項、第10条第5項および第12条においても同様とします）が当社に支払うものとします。

2. 留学プログラムの内容は、お客様と当社との契約に基づき、お客様の研修校・宿泊施設の確保に向けた各種手続き、登録の代行、お客様の現地でのサポート、それ等に関する情報提供を行うものです。従つて、当社は研修校・宿泊施設の確保が出来ることを保証するものではなく、また研修校・宿泊施設を決めるのはお客様であり、研修校での研修内容・研修の進め方等その品質・お客様の満足度を保証するものではなく、また宿泊施設については特にホームステイの場合、その間取り、家族構成、生活習慣等、家庭内の事情について当社の関与が限定的となるため、その品質・住環境等を保証（人居候気がつかなかった眠気、電気・水道等の故障の発生、隣人からの騒音や楽器音等に対する苦情等がないことの保証、総合ガイドで紹介された家庭環境が維持されていることの保証を含みます。）するものではありません。当社はお客様の研修校での課程修了や学力向上等の結果に何らの責任を負いません。なお、当社は本約款ならびに総合ガイドまたはホームページ等に記載された場合を除き、お客様に対して当社の所持しているいかなる情報も開示する義務を負いません。

3. 宿泊施設の手配につき、当社はお客様が希望した宿泊施設などへの申し込み手続きの代行を行います。但し宿泊先の確保しない手持持ができない場合には、宿泊先及び研修地を変更することができます。追加費用が発生する場合は、お客様の負担とさせていただきます。また、お客様の個人的・人事的により当社が指定した宿泊施設を変更する場合は、お客様の責任と費用負担において行うものとし、当社は一切の責任を負いません。なお、当社は宿泊施設への申し込みを代行する立場に過ぎず、宿泊施設とお客様との間に何らかのトラブルが発生した場合は、当社は現地サポートの範囲内でその解決に努めますが、このトラブルが原因でお客様に損害（宿泊施設の備品が故障した場合の修理費用、宿泊施設を退去することになった場合の、残日数分宿泊費用、転居費用を含む）が発生した場合でも、当社がその費用を立て替えることはできません。またその賠償の責を負うことはできません。

4. お客様が、利用する宿泊施設の規則、使用細則等への違反により退去を要された場合、当社はその責を負わず、退去日をもって留学プログラム終了とします。

5. 当社ではお客様の参考に資するため、当社の提携旅行代理店でお客様のためにチケットの仮予約を行いお客様にその内容をお知らせするサービスを行なうことがあります。但し、当該仮予約に基づき航空券を購入するかどうかはお客様自身で当該旅行代理店にフライト予約の詳細（飛行ルート、所要時間、料金、サービス内容、キャンセル・変更条件等）を確認し、お客様自身の判断と責任で行っていただきます。当社ではお客様の当該フライト予約に伴い発生するいかなる問題についても責を負いません。

6. 現地サポート

①当社のサポート業務は、契約に基づく留学プログラムに関するのみを対象とし、研修地内外への旅行中に発生した事故、トラブル等に関してはサポートの対象とします。

②お客様と当社との間で書面による別途合意なき限り、サポートの内容はプログラム申込手順所定の「留学プログラム」記載の範囲とします。

③現地到着時のお出迎えは、お客様が指定到着日以外に到着した場合には行わないことがあります。

④滞在許可証については、当社はお客様の申請のためのサポートを行なうものでありその取得を保証するものではありません。滞在許可証の発給の可否は、お客様滞在予定地当局の判断によるものですが、当社は取得の可否に關し、一切責任を負いません。

⑤ごく私的な用件（美容院への同行、害虫駆除、チケットの手配、郵便物の受け取りなど）に対する同行・立会・代行についてはサポート範囲外です。但し、お客様からご要求がある場合には特別にお引受けすることができます。この場合、業務にかかる時間をもとにオプション料金として別途ご請求となります。また検査機関による取り調べ・逮捕といった場合における法的援助や、病気の治療等の医療行為はサポート範囲外です。なお、お客様がアドバイスに従って行動し、当社の閑知しない範囲でトラブルや事故に遭っても当社はその責任を負うものではありません。

⑥現地スタッフによるサポートは、緊急時を除き、午前9時から午後9時までとします。時間外のサポートを特別にお受けする場合は追加料金を申し受けます。

⑦当社によるサポート業務提供のため、当社は別途必要な規則及び禁止事項を定めることができます。

第7条（留学プログラム費用残金の支払い）

お客様は請求書（または訂正後の請求書）の留学に関する部分に記載の残金（中間金が必要な場合は当該中間金と中間金を除く残金）を請求書（または訂正後の請求書）に記載の方法および期限までに当社に支払わなければなりません。

第8条（契約内容の変更、取り消しおよび延長）

1. お客様は留学プログラム開始以前いつでも、プログラム申込手順に

